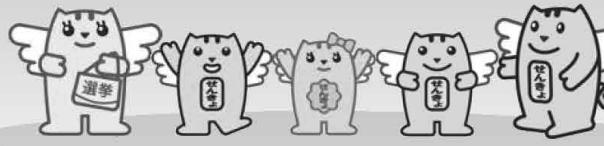


選挙管理委員会からのお知らせ

10月22日(日)は衆議院議員総選挙の投票日です



衆議院議員総選挙が次のとおり行われます。

投票日 10月22日(日)

▼投票時間 午前7時～午後8時
▼投票できる方 平成11年10月23日以前に生まれた方。転入者は、平成29年7月9日以前に住民票が作成され、引き続き3ヶ月以上那須町にお住まいの方。

▼投票所 入場券に当日の投票所が記載されています。
※次の2投票区は投票所が変更になりますので、ご注意ください。

○第11投票区

旧朝日小学校体育館から

逃室地区集会施設に変更

○第18投票区

旧美野沢小学校会議室から

美野沢体育センターに変更

期日前投票
10月11日(水)～21日(土)

投票日に仕事や旅行などで投票に行けない時は、期日前投票ができます。今回の選挙では、町役場と高原公民館で期日前投票を行うことができます。

▼期日前投票所および投票時間

○那須町役場1階町民ホール
午前8時30分～午後8時

○高原公民館
午前9時～午後6時

※場所によって期日前投票ができる

る時間が異なりますので、ご注意ください。
※道の駅那須高原友愛の森で期日前投票は実施しません。

入場券をお持ちください

入場券は公示日（10月10日）以降に郵送する予定です。なお、期日前投票を行うときは、入場券の裏面が宣誓書になっていますので、あらかじめ記入してお持ちください。

不在者投票

仕事や旅行などで他市町村に滞在する方は、今までどおり不在者投票ができます。身体障害者手帳等をお持ちの方で郵便投票証明書の交付を受けている方は、郵便による不在者投票もできます。

大切な一票必ず投票しよう

選挙は、私たちの意見を政治に反映させる大切な機会です。貴重な一票を無駄にすることなく必ず投票しましょう。

▼問合せ 選挙管理委員会事務局
☎ 027-6927

④生活保護の受給者でない方

③平成28年度の住民税課税者の扶養親族等でない方

②平成28年度の住民税が課税されていらない方

※臨時福祉給付金を装つた「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」には十分にご注意ください。

▼問合せ 総務課総務係
☎ 027-6901

9月議会定例会 27議案を可決・認定

平成29年度第4回那須町議会定例会が、9月1日から19日までの19日間開催され、27議案が審議されました。可決された主な議案は次のとおりです。

9月30日で教育長の任期満了となつた平久井好一氏（小羽入）が引き継任されました。また、教育委員会委員に大森源一郎氏（池田）、固定資産評価査定委員会委員に塩田誠氏（寄居本郷）が任命されました。

【人事事件】
（経済対策分）の申請期間が終了します。申請手続きが済んでいない方は、お早めに手続きをお願いします。

【決算の認定】
平成28年度各会計の決算が認定されました。決算の概要は、広報11月号でお知らせします。

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請期間が終了しました。
（経済対策分）の申請期間が終了します。申請手続きが済んでいない方は、お早めに手続きをお願いします。

【給付額】
1人につき15,000円
(1回のみ支給)

【申請期限】
10月13日(金)

※申請書が届いても、支給の対象にならない場合があります。
※支給対象者の要件をすべて満たしているにもかかわらず、申請書が届いていない場合は、お問合せください。

次の①～④の要件を全て満たす方が反映される大切な機会です。貴重な一票を無駄にすることなく必ず投票しましょう。

①平成28年1月1日時点で、那須町に住民票のある方

②平成28年度の住民税が課税され

ていらない方

③平成28年度の住民税課税者の扶養親族等でない方

④生活保護の受給者でない方